

平成22年度小松島市事務事業評価シート

| | | | | | | |
|----------------|--------------|-----------------------|----------|--|-----------|--------|
| 事業の位置づけ（基本事項） | | | | 整理番号 | 5 - 2 - 2 | |
| 事務事業名 | 人権啓発事業 | | | 担当課係 | 人権推進課 | |
| 総合計画上の位置付け | 大項目 | 4. 「人が輝く」 | | 記入担当者 | | |
| | 中項目 | 人権尊重 | | 内線等 | | |
| | 小項目 | 1. 市民が主体となる人権教育・啓発の推進 | | E-mail | | |
| 事業の実施主体 | 市（委託・補助事業含む） | | | 事業区分 | 経常事業 | |
| 事業予算費目 | 款 | 3 | 民生費 | 項 | 6 | 人権対策費 |
| | 目 | 1 | 人権対策総務費 | 事業 | 5 | 人権啓発事業 |
| 開始年度 | 平成 14 | 年度 | 根拠法令・要綱等 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権教育・啓発に関する基本計画、小松島市人権条例、小松島市人権教育・啓発に関する基本計画、小松島市世代間交流健康施設条例 | | |

事務事業の概要（実施内容）

| | |
|--------------------------|--|
| 事業の対象 | （誰の、何のために事業を実施するのか） 全ての市民に対し、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会を実現することをめざすため。 |
| 事業の目的 （意図） | （事業実施によってどういう状態にしたいのか） 人権の尊重に関し、市及び市民の責務を明らかにするとともに、様々な人権の擁護に関する施策を推進し、もってすべての人の人権が尊重される市民社会の実現を図ること。また、世代間交流健康センターについては、広く市民の交流を深めることを通じて、住民の教養文化の向上と健康増進を図り、福祉の向上と人権問題の速やかな解決を図ることを目的としている。 |
| 事業の内容 （内容・手法等） | （どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか） 人権啓発全般にかかる推進普及、「小松島市人権教育・啓発に関する基本計画」の推進を行うために、人権問題に取り組んでいる団体に委託している。また世代間交流健康センターについては、平成21年10月1日よりNPO法人を指定管理者として、軽作業を通じたふれあいの場の提供と健康管理に寄与するため浴場、健康器具の開放及び各種大会、地域・職域の交流の場の開放、娯楽の場の開放・各種教室の実施運営等の事業を実施している。 |
| 事業の背景 （経緯等） | （事業開始の背景やこれまでの経緯） すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで様々な人権問題の解決に向けて取り組んできたが、今なお、社会的身分、門地、人種、信条、性別又は障害等に起因する課題が存在している。また社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきており、本事業が必要不可欠であるため。 |

事務事業の業績・推移（目標・実績）

| 成果指標 | 指標名 | | 指標の説明 | | | | 指標化できない成果 | |
|------|--------|----|-------|-------|-------|-------|-----------|-----------------|
| | 単位 | | H 2 1 | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | | 将来目標 (年度：平成) |
| | 人権啓発事業 | | | | | | | |
| 回 | 目標 | | - | - | - | - | - | |
| | 実績 | 98 | 85 | | | | | |
| | 達成度 | | | | | | | |

| 活動実績・参考となる指標 | 指標名 | 単位 | | H 2 1 | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | 指標の説明 |
|--------------|--------------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|------------------------------|
| | 人権啓発研修会・地域住民との懇談会・講習会・人権、生活相談等 | 回 | 計画 | - | - | - | - | - |
| 入浴者数 | 人 | 計画 | - | - | - | - | - | 利用者報告書による。 |
| | | 実績 | 5,199 | 5,602 | | | | |
| 健康器具使用者 | 人 | 計画 | - | - | - | - | - | 利用者報告書による。 |
| | | 実績 | 7,170 | 7,113 | | | | |
| センター交流事業 | 回 | 計画 | - | - | - | - | - | 生活相談事業・健康相談事業・編み物教室事業・民謡教室事業 |
| | | 実績 | 125 | 125 | | | | |

事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

| 全体コスト（円） | 関連事業費 | A 直接事業費 | | 2 1 年度決算 | 2 2 年度決算 | 2 3 年度決算 | 2 2 年度予算 |
|----------|-----------------|----------|-------------|-------------|----------|----------|--------------------------|
| | | 財源内訳 | 国県支出金 | 0 | 0 | | |
| | | 地方債 | 0 | 0 | | | |
| | | 利用者負担 | 0 | 0 | | | |
| | | 一般財源 | 11,529,260 | 11,247,250 | | | |
| | | B 人件費 × | 859,407 | 857,317 | 0 | | |
| | | 職員平均人件費 | 8,594,072 | 8,573,168 | | | |
| | | 従事した割合 人 | 0.1 | 0.1 | | | |
| | | A + B | 12,388,667 | 12,104,567 | 0 | | |
| 単位コスト | 活動指標の説明 | | 市民一人あたりのコスト | 市民一人あたりのコスト | | | 備考 |
| | 活動指標 1 単位当たりコスト | | 297 | 292 | | | 平成21年4月1日現在 人口41,778人 |
| | 市民一人あたりのコスト | | 297 | 292 | | | 平成22年4月1日現在 人口41,507人 |

事業を取り巻く環境

| | |
|------------------------------|--|
| 国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測 | (社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 今なお、社会的身分、門地、人種、信条、性別又は障害等に起因する課題が存在している。また社会の情報化による差別事件や経済格差による貧困等、人権に関する新たな課題も生じてきている。こうした状況の中で今後より一層、国・県・関係団体等との緊密な連携や情報の共有化が重要となる。施設管理については、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする指定管理者制度が全国的にみても、概ね導入されている。 |
| 事業に対する住民の意見 | (意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 本事業に基づいた生活相談、人権相談等の利用をしている方もおり、人権問題、特に部落差別の解消に向け効果が見られる。また世代間交流健康センターについては、利用者の声を直接聞いたところ「これからも利用し続けたい」との意見や「利用者どうしてコミュニケーションを取り毎日が楽しい」などの意見があった。 |

項目別評価・今後の課題

| 評価項目 | 評価結果(該当にチェック) | 判断理由・評価コメント (具体的に記入すること) |
|--|---|---|
| 必要性 (市民ニーズ) | <input type="checkbox"/> 必要性が高い | 広く市民の交流・ふれあうことを通し、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、人権問題の解決・教養・文化の向上と健康増進を通じて福祉の向上を図るためにも本事業の必要性は高い。 |
| | <input type="checkbox"/> どちらかといえば必要性がある | |
| | <input type="checkbox"/> 必要性が低い | |
| | <input type="checkbox"/> 必要性がない | |
| 妥当性 (市で行わなければならないか) | <input type="checkbox"/> 市が行わないといけない | 人権啓発全般にかかる推進普及、「小松島市人権教育・啓発に関する基本計画」の推進を人権問題に取り組んでいる団体に委託している。また、世代間交流健康センターについては、民間活力の導入のため指定管理者制度を導入した。今後とも、県及び関係団体等と連携した人権啓発活動が望ましいと考える。 |
| | <input type="checkbox"/> どちらかといえば市で実施 | |
| | <input type="checkbox"/> 必然性が低い | |
| 効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか) | <input type="checkbox"/> 効率的である | 地域に根ざした団体に業務委託することでの事業実施により、多様化する住民ニーズをより効果的・効率的に対応し住民サービスの向上を図り経費の削減が図られた。 |
| | <input type="checkbox"/> どちらかといえば効率的 | |
| | <input type="checkbox"/> どちらかといえば非効率的 | |
| | <input type="checkbox"/> 非効率的 | |
| 緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか) | <input type="checkbox"/> 緊急性が高い | 全ての市民に対し、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会を実現することをめざすことは、他事業よりも最優先すべき課題が存在しており、緊急性は非常に高い。 |
| | <input type="checkbox"/> 比較的緊急性がある | |
| | <input type="checkbox"/> 緊急性が低い | |
| | <input type="checkbox"/> 緊急性はない | |
| 成果 (目的の達成状況) | <input type="checkbox"/> 成果が上がっている | 人権が尊重される社会実現の重要性について、本事業を通じ市民一人ひとりが認識するようになってきており、成果は着実に上がっていると考えている。また世代間交流健康センターの管理運営業務に指定管理者制度を導入することで、住民サービスの向上と施設の効果的・効率的な運営により事務コスト削減の成果もあった。 |
| | <input type="checkbox"/> どちらかといえば上がっている | |
| | <input type="checkbox"/> どちらかといえば上がっていない | |
| | <input type="checkbox"/> 成果は上がっていない | |
| 今後の課題 | 情報化社会になったことにより、人権に関する新たな課題・問題も生じている。こうした中でこれまでの事業内容を継続するだけでなく、今後より一層、国・県・関係団体等との緊密な連携による情報の共有化を図り時代背景に応じた人権啓発事業が大切となる。また、世代間健康交流センターの管理については、指定管理者制度導入に伴い、フレキシブルな対応及び住民サイドに合ったきめ細かな運営がなされるため管理者との更なる連携が課題となる。 | |

一次評価(評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

| 評価 | 1 拡 充 す る | 2 現 状 の ま ま 継 続 す る | 3 改 善 ・ 効 率 化 し 継 続 | 4 見 直 し の 上 縮 小 す る | 5 終 期 設 定 し 終 了 | 6 休 止 | 7 廃 止 | 80点以上 | 70~79点 | 60~59点 | 50~49点 | 40~39点 | 30~29点 | 20~19点以下 | 評価点による判定 | 判断に至った理由 |
|----|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | 評価点 73 | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 本事業は、行政では行き届かない部分を地域に根付いた活動を行っている団体が、小松島市人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、生活相談・人権相談・懇談会等の啓発活動に取り組んでいる。そのことにより、相談者・利用者に対して、きめ細かく、丁寧な活動が出来ている。 |

改善・効率化・見直しの方向性 一次評価の判定が3・4の時は、必ず記入すること。

| |
|---------------------------------|
| 【具体的な改善等取組内容(方向性・対象・手段等について記述)】 |
|---------------------------------|

二次評価(所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

| 評価 | 1 拡 充 す る | 2 現 状 の ま ま 継 続 す る | 3 改 善 ・ 効 率 化 し 継 続 | 4 見 直 し の 上 縮 小 す る | 5 終 期 設 定 し 終 了 | 6 休 止 | 7 廃 止 | 判定説明 |
|----|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------|-------|-------|------|
| | | | | | | | | |